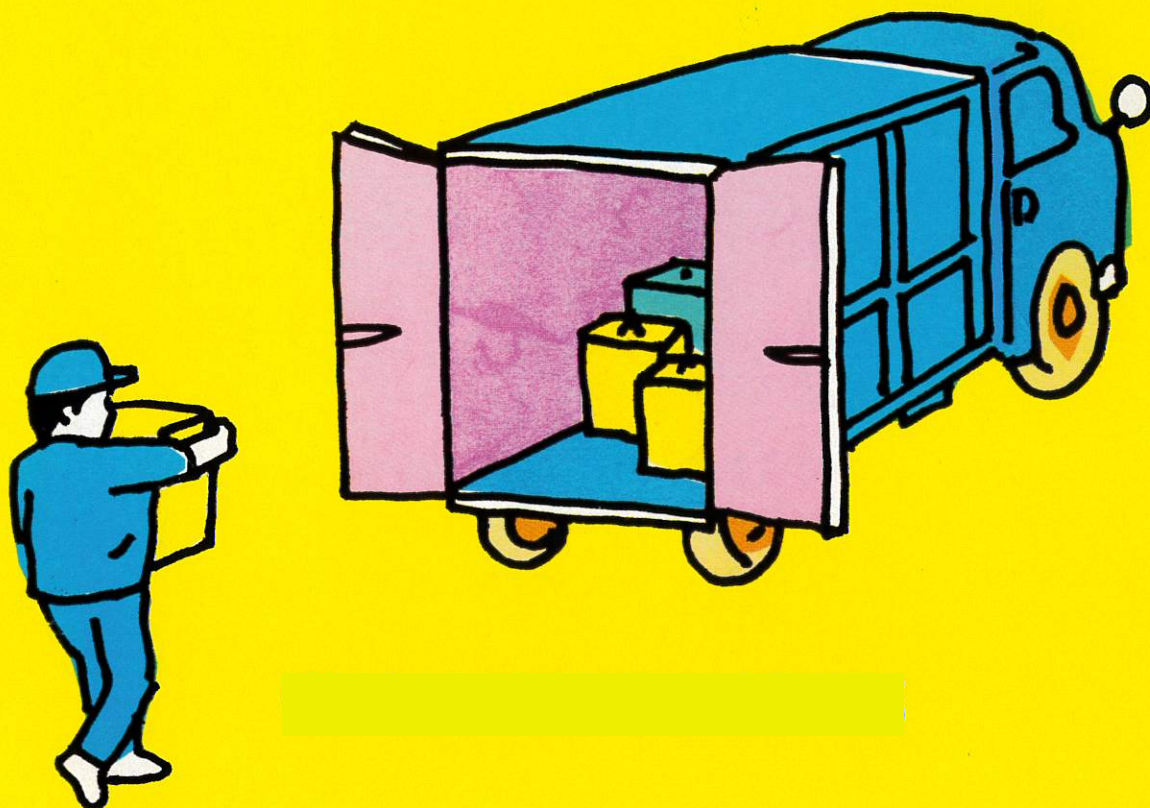


毒物及び劇物を取り扱う皆さんへ

毒物 劇物

による事故の未然防止の手引



はじめに

毒物劇物は毒性の強いものであり、少量でも身体を著しく害する性質をもっています。また、引火性、爆発性の高いものも多く、事故が発生した場合、不特定多数の人に、大きな被害を及ぼすおそれがあります。

これらの毒物劇物は、現在、工業薬品、農薬、試薬をはじめとして、多方面で用いられており、科学技術の進展に合わせて、今後、量、種類ともに増加する傾向にあります。また、近年、シアン化合物等の食物への混入事件がおきたり、地震発生に伴う毒物劇物の流出等が心配される状況にあり、きめの細かい取扱いが必要となっております。

この小冊子は、「毒物及び劇物取締法」の中で、毒物劇物を取り扱う人達に義務づけられている事項を分かりやすくまとめたものです。事故の未然防止のために、お役立てください。

毒物劇物の種類

◇ 次のような薬品が毒物又は劇物に指定されています

毒物：黄りん、無機シアン化合物、水銀、ひ素、弗化水素 等

劇物：アニリン、アンモニア、塩酸、塩素、過酸化水素、キシレン、クレゾール、クロロホルム、酢酸エチル、^{しゅう}蓚酸、臭素、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、トルエン、二硫化炭素、フェノール、ホルムアルデヒド、無水クロム酸、メタノール、ヨウ素、硫酸、有機シアン化合物 等

毒物劇物の購入手続

◇ 毒物及び劇物は、販売業の登録を有する者から必要最小量を購入してください

購入の際は、次の事項を記載し押印した書面の提出が義務づけられています。また、運転免許証等により身元確認をされる場合があります。

● 毒物又は劇物の名称及び数量 ● 購入年月日 ● 住所、氏名、職業

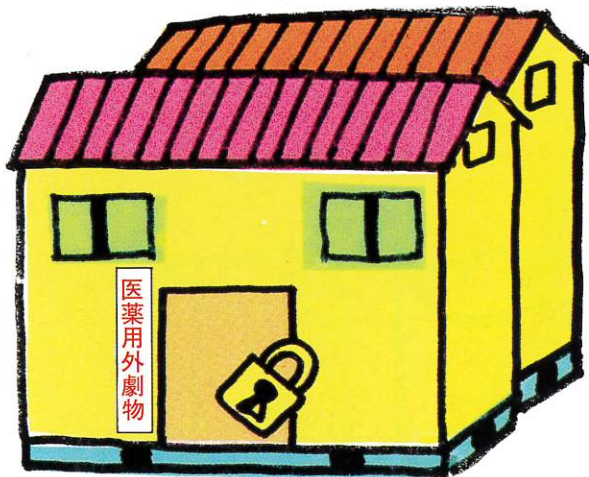
法……………毒物及び劇物取締法
指定令……毒物及び劇物指定令
施行令……毒物及び劇物取締法施行令
施行規則…毒物及び劇物取締法施行規則

法第2条（定義）
指定令第1条（毒物）
指定令第2条（劇物）
法第14条（毒物又は劇物の購入手続）

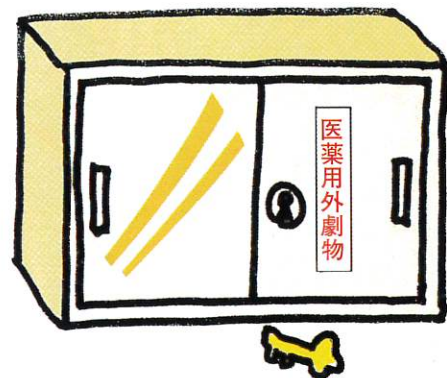
毒物劇物の保管

◇ 毒物劇物が盗まれたり紛失しないように

- 保管場所は、錠のかかる丈夫なものにする。
- 保管場所は、他のものと明確に区別された毒物劇物専用のものとする。



倉庫



ロッカー

- 屋外に保管する場合は、一般の人が近づけないように、頑丈なさくを設ける（できるだけ屋内に保管すること）。



薬物乱用につながるシンナー等の薬品類の盗難にも注意してください。

法第11条第1項（毒物又は劇物の取扱い）
施行規則第4条の4（製造所等の設備）
貯蔵設備：さくの高さは、2m以上とすること。

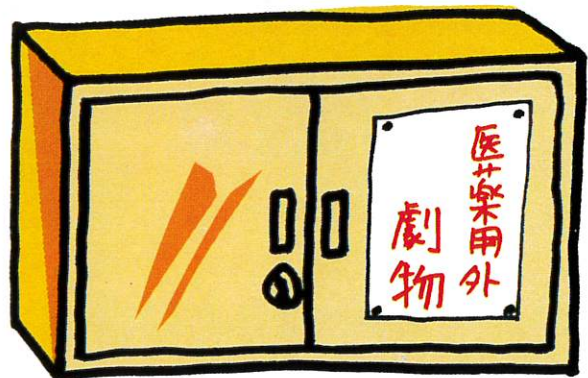
毒物劇物の表示

- ◇ 毒物劇物の容器には「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示を



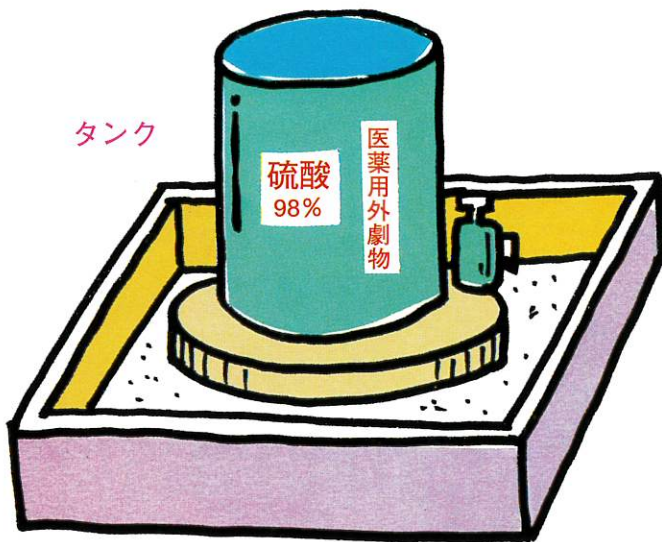
- 間違いをおこさないように薬品の名称も記載する。

- ◇ 貯蔵場所には「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字の表示を

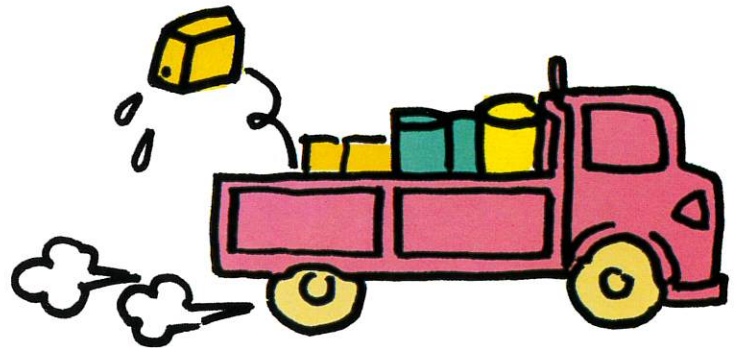


毒物劇物の取扱い

- ◇ 毒物劇物が事業所の外に飛散したり、流れ出さないように
毒物劇物が事業所の地下にしみ込まないように



- 毒物劇物がまわりに流れ出さないように、周囲に防液邸を設ける。
- 毒物劇物が地下にしみ込まないように、床面はコンクリート等にする。



- ◇ 運搬中に、毒物劇物が紛失、飛散、流出しないように

- 容器を固定するためにシートをかぶせたり、ロープ掛けをする。
(錠のかかるコンテナ車が理想的)



- ◇ 間違っても口にすることを防ぐために、飲食物用の容器を使わないように

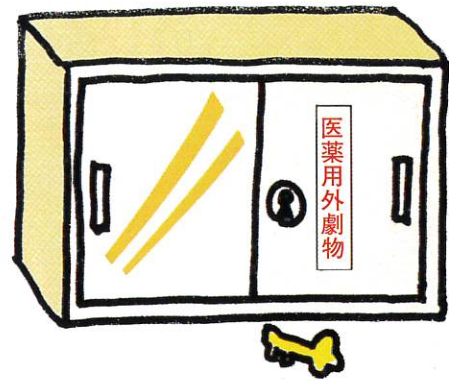
毒物劇物の保管

◇ 毒物劇物が盗まれたり紛失しないように

- 保管場所は、錠のかかる丈夫なものにする。
- 保管場所は、他のものと明確に区別された毒物劇物専用のものとする。



倉庫



ロッカー

- 屋外に保管する場合は、一般の人が近づけないように、頑丈なさくを設ける（できるだけ屋内に保管すること）。



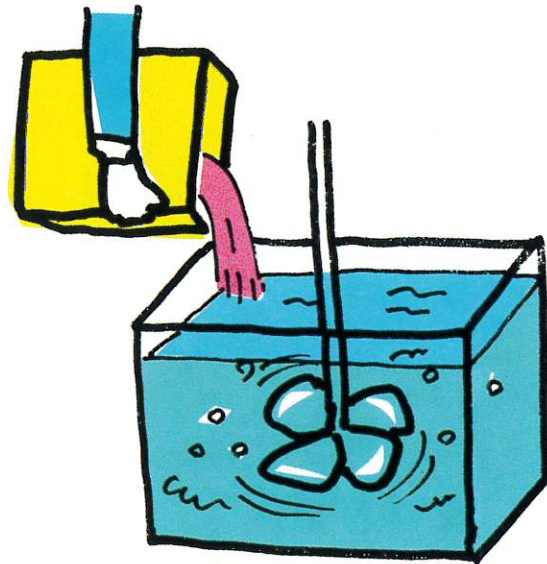
薬物乱用につながるシンナー等の薬品類の盗難にも注意してください。

法第11条第1項（毒物又は劇物の取扱い）
施行規則第4条の4（製造所等の設備）
貯蔵設備：さくの高さは、2m以上とすること。

毒物劇物の廃棄

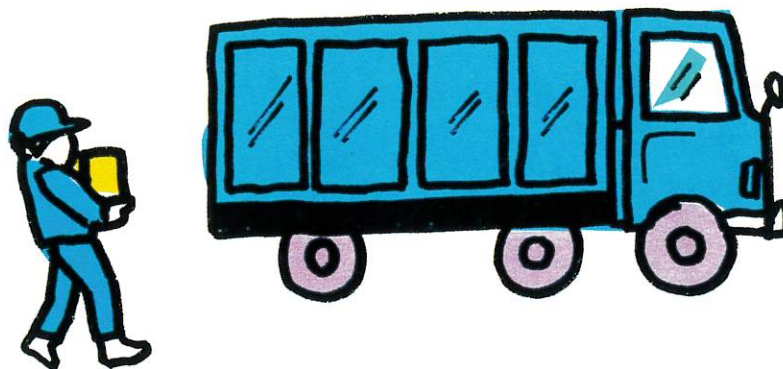
◇ 毒物劇物の廃棄は定められた方法で行い、河川等を汚染しないように

- 中和、加水分解、酸化、還元、希釈、その他の方法により毒物劇物に該当しないものにする。



- 事業所で処理ができないものは、知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託する。

知事の許可



事故の際の措置

◇ 毒物及び劇物による事故が発生した場合は、関係機関へ速やかに連絡し、自らも必要な応急措置を



- 毒物劇物の飛散、漏れ等で不特定又は多数の人に被害が及びそうな場合

直ちに、消防署、警察署又は保健所に連絡する。
自らも、被害拡大防止のために必要な応急措置を講じる。

- 毒物劇物の盗難紛失の場合
直ちに、警察署に連絡する。



- 万一の事故に備えて、除害剤（土砂、消石灰等）を備えておく。
- 日ごろから従業員の教育、訓練を実施する。

震災対策

◇ 地震の際、毒物劇物による被害を最小にするための備えを

- 保管庫が転倒しないように、壁や床に固定する。
- 薬品が転倒落下しないような設備を設ける。
- 混触発火を防ぐ薬品の保管配置をする。



法第16条の2（事故の際の措置）

混触発火：2種以上の薬品が混ざりあうことにより発火等の危険な状態になること。